

電子保証の導入について

建設工事に係る契約保証及び前払金保証(中間前払金含む)について、電磁的方法により発行された保証証書(電子保証)の取り扱いを、令和7年4月から開始します。

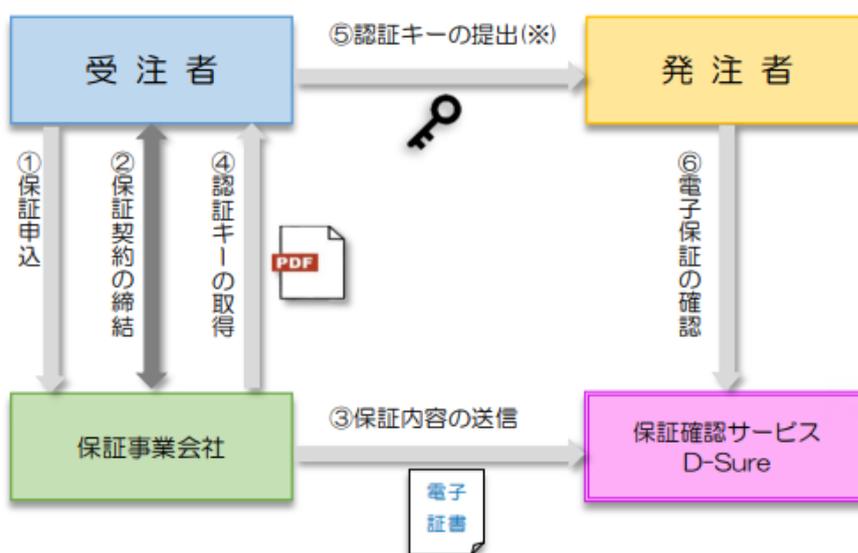
なお、電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

1. 電子保証の取り扱いが可能な契約

令和7年4月1日以降に締結する建設工事及び建設工事にかかる業務委託の契約から提出が可能となります。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

2 電子保証の仕組み及びフロー



3 提出資料等 ※「⑤認証キーの提出」の方法

(1) 提出いただくもの

保証事業会社から提供された電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ

(2) 提出先

契約締結を予定している担当課

(3) 提出方法

電子メールにてご提出ください。提出先となるメールアドレスは、担当課へお尋ねください。紙による提出も可。

(4) 電子メール送信時の注意事項

メールの件名は必ず「【電子保証】工事名又は委託名(契約番号)」とし、本文中に「件名・会社名・担当者氏名・連絡先」を記載してください。

(件名例:【電子保証】〇〇〇〇株式会社(12345678))

4 その他

契約保証のうち、現金納付、金融機関の保証、保険会社の履行保証保険及び工事履行保証(履行ボンド)については、従来どおりの取り扱いとなります。

※書面等により電子証書そのものを提出することは認められませんのでご注意ください。